令和6年度 税制改正大綱~法人税~ その1

令和6年度税制改正大綱が公表されました。その改正内容のうち、法人税の改正の概要についてお知らせいたします。 **<法人課税>**

1 賃上げ促進税制の拡充

(1) 全法人向けの措置(大企業向け)

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度について、全法人向けの措置として、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

- イ 原則の税額控除率を 10% (現行: 15%) に引き下げる。
- ロ 税額控除率の上乗せ措置を次の場合の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。
- (イ) 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合 税額控除率に5%(その増加割合が5%以上である場合には 10%とし、その増加割合が7%以上である場合には 15%とする。)を加算する。
- (ロ)教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が 10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合 税額控除率に5%を加算する。
- (ハ) プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を受けている場合税額控除率に5%を加算する。
- ハ 本措置の適用を受けるために「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」を公表しなければならない者に、常時使用する従業員の数が 2,000 人を超えるものを加える。
- 二 本措置の適用を受けるために公表すべき「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針 その他の事項」における取引先に消費税の免税事業者が含まれることを明確化する。

(2) 従業員の数が 2,000 人以下である企業向けの措置

青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員の数が 2,000 人以下であるもの(その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の常時使用する従業員の数の合計数が1万人を超えるものを除く。)が、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除ができる措置を加える。この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは、税額控除率に15%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であるときは、税額控除率に15%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上であるときは、税額控除率に5%を加算し、当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はえるぼし認定(3段階目)を受けた事業年度であるときは、税額控除率に5%を加算する。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする。

(注)資本金の額等が 10 億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が 1,000 人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用があるものとする。

(3) 中小企業向けの措置

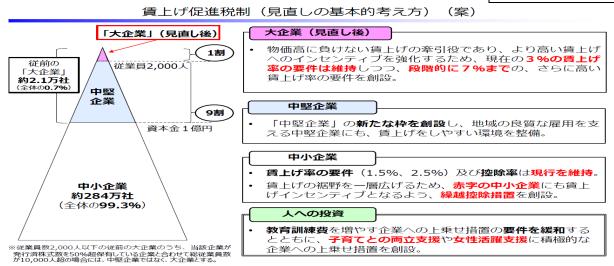
中小企業向けの措置について、次の見直しを行い、控除限度超過額は5年間の繰越しができることとした上、その適用期限を3年延長する。

- イ 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置について、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が 5%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の 0.05%以上である場合に税額控除率に 10%を加 算する措置とする。
- ロ 当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はくるみん認定若しくはえるぼし認定(2段階目以上)を受けた事業年度である場合に税額控除率に5%を加算する措置を加える。
- (注) 繰越税額控除制度は、繰越税額控除をする事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を 超える場合に限り、適用できることとする。

(4) 給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額の範囲の縮減

給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」に看護職員処遇改善評価料及 び介護職員処遇改善加算その他の役務の提供の対価の額が含まれないこととする。

自民党税制調査会資料



賃上げ促進税制の適用要件(案)

 継続雇用者	最大35% 20% 25%		賃上げ 要件			
大企業 (見直し後) +4% 15% +5% + 1 +5% 20% + 5% + 1 +7% 25% * ブラチナくるみん or ブラチナえるぼし 教育訓練費 +20%⇒+10% [要件級和] 女性 子育で [新 +3% 10% + 5% + 1 +4% 25% + 5% + 5% * ブラチナくるみん or えるぼし三段階目以上 金雇用者 給与総額 基本控除率 +10%⇒+5% [要件級和] 女性 子育で [新 +1.5% 15%	25%	_		控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
(見直し後) +5% 20% +5% +5% +5% +5% +5% 20% +7% 25% * ブラチナくるみん or ブラチナえるぼし 教育訓練費 各方総額 基本控除率 +20%⇒+10% 子育で【新 +4% 25% +5% +5% +5% +5% +5% +5% +5% +5% +5% +		←	+3%	15%	+ 5%	20%
(見直し後) +5% 20% 25% 25% * ブラチナくるみんの「ブラチナえるぼし 継続雇用者 給与総額 基本控除率 +20%⇒+10% 子育で [新 +4% 25% +5% +5% +5% 25% * ブラチナくるみんの「えるぼし三段階目以上 全雇用者 給与総額 基本控除率 +10%⇒+5% 子育で [第 +1.5% 15% 15% 25% 25% 25% 25% 25% 25% 25% 25% 25% 2		←	+4%	25%		30%
* ブラチナくるみん or ブラチナえるぼし 接続雇用者	30%	←	_	_		_
 継続雇用者	35%	←	_	_		_
 継続雇用者						
中堅企業 + 4% 25% + 5% + 1	活躍 で支援* f設】 合計控除率 最大35%		賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
+4% 25% * プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上 全雇用者 給与総額 基本控除率 +10%→+5% 【要件緩和】 +1.5% 15%	20%	←	+3%	15%	+ 5%	20%
全雇用者 給与総額 基本控除率 教育訓練費 +10%⇒+5% 女性 子育で 【要件緩和】 +1.5% 15%	35%	←	+4%	25%	1 576	30%
全雇用者 給与総額 基本控除率 +10% ⇒ +5% 【要件緩和】 +1.5% 15%						
	活躍 で支援* 最大45%		賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +10%	合計 最大40%
	30%	←	+1.5%	15%	+10%	25%
+2.5% 30%	45%	←	+ 2.5%	30%		40%
* くるみん or えるぼし二段階目以上 P小企業の繰越控除新設:5 年間 ※ 控 略		福里の20				_

自民党税制調査会資料

マルチステークホルダー方針(対象範囲の拡大等)

- 適切な価格転嫁の重要性も踏まえ、中堅企業枠の創設に伴い、現行のマルチステークホルダー方針を 要件とする企業の範囲を拡大。
- 併せて、インボイス制度の導入を踏まえ、消費税の免税事業者との適切な関係の構築の方針について も記載が行なわれるよう、マルチステークホルダー方針の記載事項を明確化する。



2 戦略分野国内生産促進税制の創設

● 民間として事業採算性に乗りにくいが、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となるGX・DX・経済安全保障の戦略分野における国内投資を促進するため、生産・販売量に応じて減税を行う戦略分野国内生産促進税制を創設。

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から令和9年3月31日までの間にされた産業競争力強化法の事業適応計画の認定に係る同法の認定事業適応事業者(その事業適応計画にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として同法の産業競争力基盤強化商品(仮称)の生産及び販売を行う旨の記載があるものに限る。)であるものが、その事業適応計画に記載された産業競争力基盤強化商品の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産の取得等をして、国内にある事業の用に供したときは、その認定の日以後10年以内(以下「対象期間」という。)の日を含む各事業年度において、その産業競争力基盤強化商品生産用資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額とその産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得価額を基礎とした金額(既に本制度の税額控除の対象となった金額を除く。)とのうちいずれか少ない金額の税額控除ができることとする。

ただし、控除税額は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除制度による控除税額及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の 40%(半導体生産用資産にあっては、20%) を上限とし、控除限度超過額は4年間(半導体生産用資産にあっては、3年間)の

繰越しができる。

(注1)上記の「産業競争力基盤強化商品」とは、次の商品をいい、数量等に応じた金額は、次の産業競争力基盤強 化商品の区分に応じ次の金額とする。

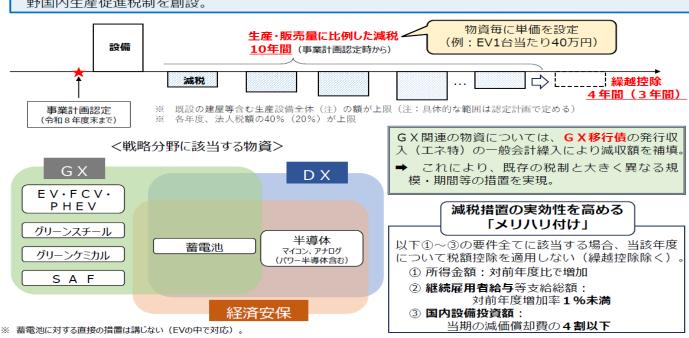
ただし、その産業競争力基盤強化商品生産用資産を事業の用に供した日(以下「供用日」という。)以後7年を経過する日の翌日からその供用日以後8年を経過する日までの期間内に販売された産業競争力基盤強化商品にあっては次の金額の75%相当額とし、その供用日以後8年を経過する日の翌日からその供用日以後9年を経過する日までの期間内に販売された産業競争力基盤強化商品にあっては次の金額の50%相当額とし、その供用日以後9年を経過する日の翌日以後に販売された産業競争力基盤強化商品にあっては次の金額の25%相当額とする。

- ① 半導体 次の半導体の区分に応じ1枚(直径200ミリメートル換算)当たりそれぞれ次の金額
- イ マイコン半導体のうちテクノロジーノード 28 ナノメートルから 45 ナノメートルまで相当のもの 1万 6,000 円
- ロマイコン半導体のうちテクノロジーノード 45 ナノメートルから 65 ナノメートルまで相当のもの 1万3,000円
- ハ マイコン半導体のうちテクノロジーノード 65 ナノメートルから 90 ナノメートルまで相当のもの 1万 1,000 円
- ニ マイコン半導体のうちテクノロジーノード 90 ナノメートル以上相当のもの 7,000 円
- ホ パワー半導体のうちウエハーが主としてけい素で構成されるもの 6,000 円
- へ パワー半導体のうちウエハーが主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの 2万9,000円
- ト アナログ半導体のうちイメージセンサー 1万8,000円
- チ その他のアナログ半導体 4,000円
- ② 電動車 1台当たり20万円(軽自動車でない電気自動車及び燃料電池自動車にあっては、40万円)
- ③ 鉄鋼 1トン当たり2万円
- ④ 基礎化学品 1トン当たり5万円
- ⑤ 航空機燃料 1リットル当たり 30円
- (注2)上記の「産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得価額を基礎とした金額」は、その産業競争力基盤強化商品生産用資産及びこれとともにその産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に係る投資額の合計額として事業適応計画に記載された金額とする。
- (注3) 所得の金額が前期の所得の金額を超える一定の事業年度で、かつ、次のいずれにも該当しない事業年度においては、本制度(繰越税額控除制度を除く。)を適用しないこととする。
- ① 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上であること。
- ② 国内設備投資額が当期償却費総額の40%を超えること。
- (注4) 半導体生産用資産に係る控除税額を除き、本制度による控除税額は、地方法人税の課税標準となる法人税額から控除しない。

自民党税制調査会資料

戦略分野国内生産促進税制(案)

 民間として事業採算性に乗りにくいが、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となるGX・DX・ 経済安全保障の戦略分野における国内投資を促進するため、生産・販売量に応じて減税を行う戦略分 野国内生産促進税制を創設。



戦略分野国内生産促進税制における対象物資及び単位あたり控除額(案)

物資		物資の	単位あたり控除額※2		
	EV		40万円/1台		
EV等・	FCV	乗用車・商用車(二輪は対象外)	40万円/1台		
蓄電池*1	軽EV・ PHEV	搭載している蓄電池について、供給安置	20万円/1台		
グリーンスチール		高炉・転炉による生産プロセスから革業を行う場合における、当該電炉から生産	2万円/1トン		
グリーン	グリーンケミカル 従来の化石原料であるナフサからグリーン原料 (バイオ原料、廃プラスチック等) に原料転換することで生産される化学品				
SA	Α F	30円/1リットル			
半導体*3			28-45nm相当	1.6万円/1枚	
		マイコン	45-65nm相当	1.3万円/1枚	
			65-90nm相当	1.1万円/1枚	
			90nm以上	7千円/1枚	
		アナログ半導体(パワー半導体含む)	パワー (Si)	6千円/1枚	
			パワー (SiC・GaN)	2.9万円/1枚	
			イメージセンサー	1.8万円/1枚	
			その他	4千円/1枚	

- ※1 蓄電池に対する直接の措置は関じない。
 ※2 競争力強化が見込まれる後半年度においては、控除額を段階的に引き下げる(8年目:75%、9年目:50%、10年目:25%)。
 ※3 補助金による初期投資支援の対象となっている計画は対象外。先端ロシック半導体・メモリ半導体及び、半導体の製造装置・部素材・原料は対象外。
 ※4 縁越期間は、半導体以外が4年間、半導体は3年間・当即の法人税額に係る控除上限は、半導体以外が40%、半導体が20%。
 ※5 GX移行債の発行収入で減収補填を行う物資については、地方法人税の額は、上記措置の適用前の法人税額に基づき算出。

イノベーションボックス税制の創設

青色申告書を提出する法人が、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度において居住者若 <u>しくは内国法人(関連者であるものを除く。)に対する特定特許権等の譲渡又は他の者</u>(関連者であるものを除く。)<u>に対する特</u> 定特許権等の貸付けを行った場合には、次の金額(①・②)のうちいずれか少ない金額の30%に相当する金額は、その事業年度に おいて損金算入できることとする。

- その事業年度において行った特許権譲渡等取引ごとに、次のイの金額に次の口の金額のうちに次の八の金額の占める割合を乗 じた金額を合計した金額
- イ その特許権譲渡等取引に係る所得の金額 ロ 当期及び前期以前(令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。)において 生じた研究開発費の額のうち、その特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額
- ハ 上記口の金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額
- ② 当期の所得の金額
- (注1)上記の「関連者」は、移転価格税制における関連者と同様の基準により判定する。
- (注2) 上記の「特定特許権等」とは、令和6年4月1日以後に取得又は製作をした特許権及び人工知能関連技術を活用したプロ グラムの著作権で、一定のものをいう。
- (注3)特定特許権等の貸付けには、特定特許権等に係る権利の設定その他他の者に特定特許権等を使用させる行為を含む。
- (注4)上記の「研究開発費の額」とは、研究開発費等に係る会計基準における研究開発費の額に一定の調整を加えた金額をいう。
- (注5) 上記の「適格研究開発費の額」とは、研究開発費の額のうち、特定特許権等の取得費及び支払ライセンス料、国外関連者 に対する委託試験研究費並びに国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発費の額以外のものをいう。
- (注6) 令和9年4月1日前に開始する事業年度において、当期において行った特許権譲渡等取引に係る特定特許権等のうちに令 和7年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日前に開始した研究開発に直接関連するものがある場合には、上記(小①の 金額は、次の(イ)の金額に次の(ロ)の金額のうちに次の(ハ)の金額の占める割合を乗じた金額とする。
 - (1)当期において行った特許権譲渡等取引に係る所得の金額の合計額 (1)当期、前期及び前々期において生じた研究開発費の額 の合計額(ハ)上記(0)の金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額
- (注7) 本制度の適用において、法人が関連者に対して支払う特定特許権等の取得費又はライセンス料が独立企業間価格に満たな い場合には、独立企業間価格によることとし、国内の関連者に対してこれらの費用を支払う場合には、所要の書類を作成し、 税務当局からの求めがあった場合には遅滞なく提示し、又は提出しなければならないこととする。また、更正期限を延長する 特例、同業者に対する質問検査権、書類の提示又は提出がない場合の推定課税その他所要の措置を講ずる

自民党税制調査会資料

イノベーションボックス税制 (案)

